

養育費に関する申告書

- 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、下記及び裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。

あなた又は児童の養育費受け取りの有無	あ り ・ な し
① <u>あなたが受け取った養育費の額</u>	(5 年 1 月分から 5 年 12 月分まで) 円
② <u>児童が受け取った養育費の額</u>	(5 年 1 月分から 5 年 12 月分まで) 円
(備考)	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 _____

※受付年月日	年 月 日	※区役所・支所 担 当 者 名	
--------	-------	--------------------	--

- ※の欄は記入する必要はありません。

(この申告書はどのようなものか)

この申告書は、前年に前夫(前妻)等(児童扶養手当の支給対象となっている児童の父(母))からあなた又はあなたの監護する児童(以下「児童」という。)が受け取った養育費の有無、受け取られた場合その額を申告するためのものです。

この申告書は、児童扶養手当の支給を適正に行うための資料として提出していただくものであり、その他の目的には一切使用しません。

(記入にあたって)

- 「あなた又は児童の養育費受け取りの有無」欄に、前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中にあなた又は児童が受け取ったかどうか、該当する方に○をしてください。
- 「あなた又は児童の養育費受け取りの有無」欄で「あり」に○をされた場合、前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中に受け取った額を「①あなたが受け取った養育費の額」「②児童が受け取った養育費の額」にそれぞれ記入してください。(どちらかがなしの場合は0円と記入してください。)
- どのようなものが養育費に当たるかは、裏面を参考にしてください。

*例えばあなたの受給資格が母である場合

- ・ 前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中に児童の父からあなた又は児童が受け取った養育費のそれぞれ8割に相当する額の合計額を、手当額を計算するときの所得額として算入します。(児童扶養手当法施行令第4条)
- ・ 児童の父から直接児童に支払われた養育費は母の所得額として算入されますが、児童の父以外の者(児童の祖父母等)から支払われた仕送り等は、所得額には算入されません。

(養育費について)

○ 養育費とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給しているあなたに監護されている児童の父親（父子家庭の場合は母親）が支払ったものであること。
- ② 受け取った者があなた又は児童（あなた又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父親（父子家庭の場合は母親）からあなた又は児童に支払われたものが、金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券等）であること。
- ④ 父親（父子家庭の場合は母親）からあなた又は児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）郵送、あなた又は児童名義の金融機関等の口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等ローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に関係ある経費として支払われていること。

※ 従って、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給しているあなたに監護されている児童の父親（父子家庭の場合は母親）以外から支払われたもの
- ② 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（自動車、家財道具等）の場合
- ③ 支払方法が、あなた又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ④ 「慰謝料」「財産分与」として支払われる場合

- (注) 1 受給者が未婚の母親である場合
父親が児童を認知しており、かつ、上記の養育費の要件に該当する場合、「養育費」に該当します。
- 2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合
自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記の養育費の要件に該当する場合、「養育費」に該当します。
- 3 児童が2人以上で、そのうち何人かが児童扶養手当の対象児童ではない場合の「養育費」は、次のとおりです。
- (1) それぞれの児童に係る養育費の額が取り決められている場合
児童扶養手当の対象児童に係る養育費のみが該当します。
 - (2) 取り決めがなされていない場合
$$\text{「養育費」} = \text{養育費の合計額} \times \frac{\text{児童扶養手当対象児童の人数}}{\text{児童の合計人数}}$$

上記の計算式で算出した額が「養育費」に該当します。
(1円未満は四捨五入)
- 4 養育費保証会社から支払われた場合
養育費の保証会社が児童の父親（父子家庭の場合は母親）が支払うべき養育費を立て替えて支払った場合、「養育費」に該当します。

○ 養育費がどうかかわからない場合は、お住まいの区の区役所・支所子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所）にお問い合わせください。